

令和元年度

東京湾口航路事務所

随意契約理由書

(件名) 東京湾中央航路第二海堡観光促進対策検討他業務

本件は、下記の理由により、パシフィックコンサルタンツ株式会社 首都圏本社 と随意契約したい。

記

本業務は、第二海堡における旅行者の満足度向上、インバウンド促進に向け、他事例および旅行者のニーズ等を参考に第二海堡の特性に見合ったソフト・ハード両面の検討を行うとともに導入にあたっての効果および課題の整理を行う。また、企画書を作成し、実施事項を選定した上、ソフト制作まで行うものである。

パシフィックコンサルタンツ株式会社 首都圏本社は、本業務実施に係る簡易公募型プロポーザル方式により提出された技術提案等及びヒアリング内容を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案の項目において当事務所が設定した技術提案書を特定するための評価基準を満たした参加表明書等の提出者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、パシフィックコンサルタンツ株式会社 首都圏本社 と随意契約を行うものである。

令和元年度

東京湾口航路事務所

随意契約理由書

(件名) 東京湾中央航路第二海堡周辺施設構造現況調査

本件は、下記の理由により、ポートコンサルタント株式会社と随意契約したい。

記

本業務は、第二海堡における旅行者の満足度向上、インバウンド促進に向け、第二海堡に現存する軍事遺構等の保存、維持管理、復旧技術を検証するための基礎資料を得るため、第二海堡周辺施設である第一海堡の地形や構造物の状況、周辺海域の海底地形を把握した上で、建設材料の劣化状況などについて分析を行い、健全度を把握するものである。

ポートコンサルタント株式会社は、本業務実施に係る簡易公募型プロポーザル方式により提出された技術提案等及びヒアリング内容を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案の項目において当事務所が設定した技術提案書を特定するための評価基準を満たした参加表明書等の提出者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、ポートコンサルタント株式会社と随意契約を行うものである。

平成 31 年度

東京湾口

随 意 契 約 理 由 書

件名：公有地使用料

本件は、下記の理由により、横須賀市長と随意契約したい。

記

本件は、東京湾中央航路整備事業のための事務所庁舎敷地の借上を行うものである。

事務所庁舎は既に横須賀市の所有する公有地に設置済みであり、今年度も引き続き使用する。

よって、市町村から直接に物件を借り入れるため、会計法第 29 条の 3 第 5 項（予決令第 99 条第 1 項第 16 号）の規定に基づき、当該物件の所有者である横須賀市長と随意契約するものである。

以上

令和元年度

東京湾口

随意契約理由書

件名：港湾施設使用料

本件は、下記の理由により、横須賀市長と随意契約したい。

記

本件は、東京湾中央航路整備事業のための夏島岸壁（エプロン敷）の借上を行うものである。

夏島岸壁（エプロン敷）は東京湾中央航路整備事業で実施する工事の作業ヤード及び仮置き場として当事務所の事業実施に必要不可欠な土地である。

よって、市町村から直接に物件を借り入れるため、会計法第 29 条の 3 第 5 項（予決令第 99 条第 1 項第 16 号）の規定に基づき、当該物件の港湾施設の管理委託者である横須賀市長と随意契約するものである。

以上